

社会福祉法人葵寮 救護施設葵寮

5か年計画（令和2年度～6年度）

【沿革】

当法人は、わが国が昭和20年8月、第2次世界大戦に敗れて焦土と化した郷土静岡市内に、その年の11月市内の篤志家澤本喜一氏(故人)が貧困者救済のため、市内新富町に「静岡新生園」を設立したことに始まる。その後、昭和27年に社会福祉法人として認可を受け、昭和34年には救護施設「葵寮」と名称を変更し、平成17年に、静岡市葵区与一に移転して現在に至る。

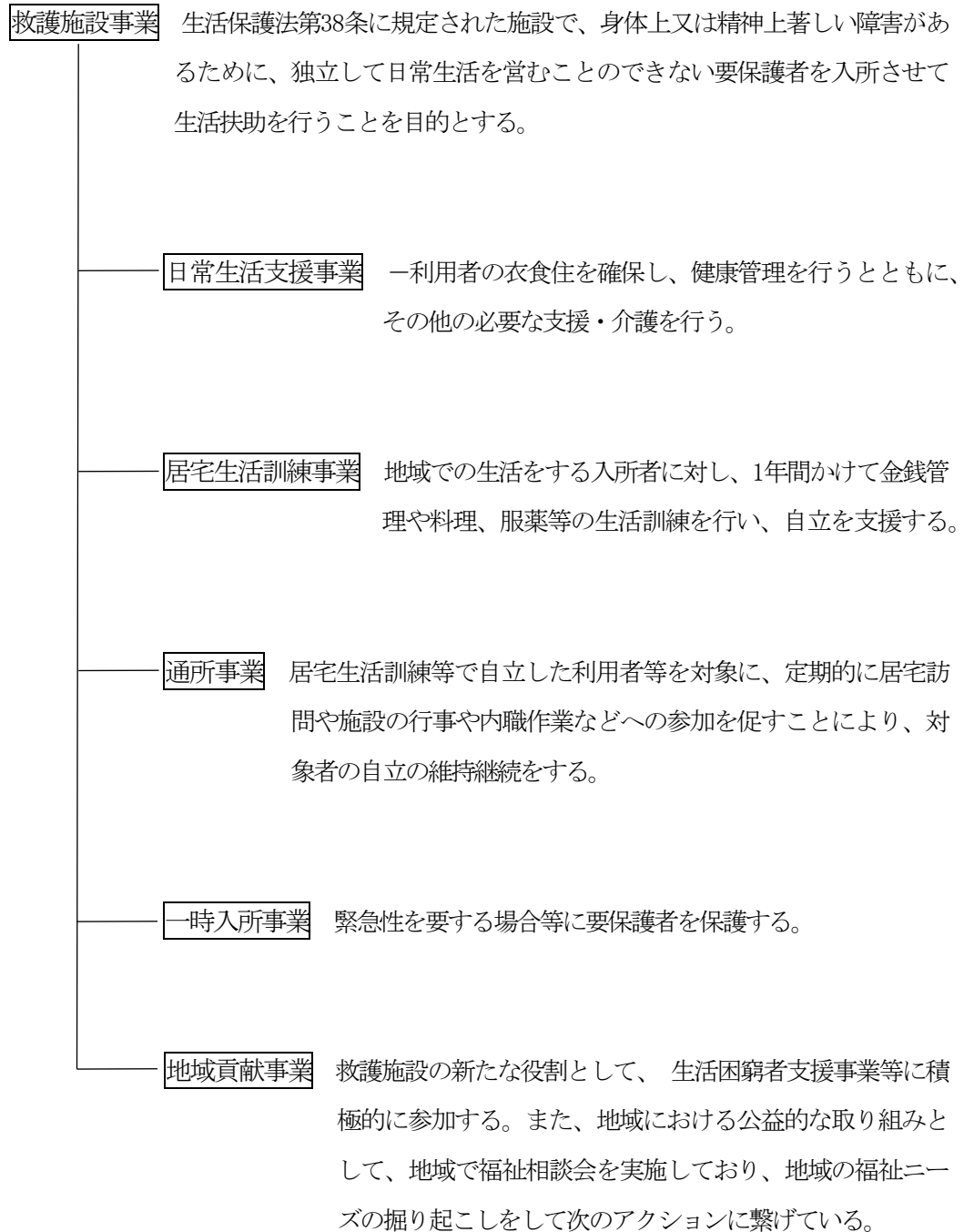
【運営理念】

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

【基本方針】

- 一．職員は、利用者との意思の疎通が常に円滑であるよう努める。
- 一．職員は、利用者が自立できるよう援助する。
- 一．利用者は集団生活の中で個人の生活も、それぞれ尊重される。
- 一．利用者支援の向上のために、活用できる諸制度、諸機関を積極的に利用する。

【事業内容】



【5か年経営方針(令和2年度～令和6年度)】

現在、社会福祉法の改正や今後実施される生活保護法の改正等により法人を取り巻く外部環境が大きく変動しており、これにより救護施設においても社会における役割等の見直しが一層進んでいくことが予想される。その中で、当法人が安定的な経営を推進していくためには、これら変化に順応できるガバナンスを確立し、問題点や課題を克服していくことを最重要と捉え以下のとおり重点施策を策定する。

1. ガバナンスの確立

当法人は一法人一施設の運営体制であり、限られた職員数で施設の事務処理を執行しているため法人の本部機能が弱い。また、施設においては若い管理職が多く、施設長も5年任期で交代するため人材の充足が難しい。そのため、規程やルールの上アップデートが遅れ、その周知徹底・継承が行われない等の問題が起きている。これは、当法人のガバナンスが脆弱であることに起因するものであり、運営体制や規程等を時代に合わせて漏れなく改正していき、それを徹底させる体制を確立することが最優先課題となっている。

(1) 外部監査を積極的に受験し、当法人の弱点の洗い出し、改善、検証、実行の手順を踏まえ体制構築を推進する。

① 第三者評価を受験する

(ア) 令和2年度に第三者評価を受験し、B評価80%以上を目指す。(令和2)

(イ) 翌年度以降も引き続き自己評価を実施し、低評価箇所は事業計画として改善を行う。
(令和2～令和6)

(ウ) 少なくとも3年間隔で受験を継続する。(令和2～令和6)

② 会計監査を実施する。

(ア) 公認会計士等による会計監査の対象施設ではなく監事監査を定期的実施しているが、会計担当職員の交代も考慮し、正確性の観点から実施する。(令和3)

(イ) 会計監査は毎年実施することとする。(令和4～令和6)

③ 職務権限を合理的に改善する。

(ア) 主に施設長以下職制の権限をより明確化することにより、法改正の対応や運営方針の作成、継承を確実なものとし、自分たちで施設を運営していくという意識を根付かせる。現在の施設長の任期中に確立する。(令和2～令和4)

(2) 積極的に情報を開示する

① 利用者、職員、社会に対して積極的に情報を開示する。(令和2～令和6)

(ア) ホームページを改定する。(令和2)

(3) 職員の資質向上を目指す（恒久）

- ① 内部、外部含めて定期的に研修や会議を企画し職員の教育を推進する。（令和2～令和6）
- ② 会議、検討会を規程で定めて実施し、議題に上がった問題点を報告書にして職員に周知し全員で改善を図る（令和2）
- ③ 職員にコンプライアンスや虐待防止を徹底させる。（令和2）

2. 救護施設事業の強化継続

従来通り、当法人の運営理念や基本方針に適う利用者支援を目標として各々自立を促しつつも、利用者のみならず誰もが享受できる公共サービスの一端であることを認識し、より広く利用者を受け入れる体制を整えていく。また、効率性も重視し、サービス内容の見直しなどにより効果的な施設運営を目指す。

(1) 利用者の獲得及び入所対象者の拡大を目指す。（恒久）

- ① 矯正施設の退所者など、行き場の無い方への入所を積極的に進める。
- ② 8月-9月に関係機関の訪問等を行う。（令和2）
- ③ 一時入所の依頼を受ける。

(2) 支援の充実を目指す。（恒久）

- ① 地域での生活を視野に入れ、施設内でもできる服薬管理と金銭管理を個別に進めていき各々の課題を探り、個別支援計画に反映させる。
- ② 日中活動に力を入れ、部屋にいたることが多い利用者へのアプローチを行う。

(3) 循環型施設としての役割を果たす。（恒久）

- ① 居宅生活訓練事業において、引き続き対象者を2名として、地域移行を図る。
- ② 通所事業において、一定期間、地域移行者を対象に通所もしくは訪問にてアフターフォローを行っていく。（事業として届け出ているものではない）
- ③ 利用者の状態等に応じ、他施設への移行を図る。

(4) 就労支援を積極的に行う。（恒久）

- ① 自立支援の一環として、就労を希望する利用者に対しては、ハローワーク、障害者職業センター等に登録し外勤につなげていく。

(5) レクリエーション等行事の見直し

- ① 毎年定例的に行っているため、利用者の満足度向上を目指し、実施方法等の見直しを行

う。(令和2)

(6) 業務の効率化を図る(恒久)

- ① 業務内容を見直すことにより利用者支援の拡充や急遽の職員減に対応できる体制を整える。(令和2～令和6)
- ② 介護士の業務内容を見直す(令和2)

(7) 給食業務委託の見直し

- ① 現在の給食業務委託により提供されているサービスが費用や内容面で適切かどうか見直しを行う。(令和2～令和3)

(8) 地域における公益的な取り組みを強化する。(恒久)

- ① 近隣の町内会に対する福祉相談会を拡大し地域のニーズの把握に努め、講演会等の実効性のある取り組みを行う。1町内会拡大、実効性のある取り組み1回(令和2)

(9) 生活困窮者就労訓練事業の実施(恒久)

- ① 対象者、人数、仕事内容、担当者を令和2年7月までに検討して登録する。(令和2)

3. 収支計画の基本方針について

現在、当法人の事業として利益を見込むことできる事業は救護施設事業のみであることから、当事業を永く守っていくことを踏まえ、当事業の毎年度の収支目標達成を徹底し、一定額積立を行っていくことにより将来の定められた支出に備えることとし、全職員がそれを意識するよう努める。※但し、2018年から令和4年までは社会福祉充実計画による大規模修繕等の支出を計画しているため積立は行わない。

(1) 収支管理を徹底する。

- ① 利用者数は年間の月平均で83名。生活保護費収益2億7千万円程度を目標とする。(恒久)
- ② 法で定められた職員配置基準を遵守し、人件費支出は年間で1億5千万円を当面の上限に据える。(恒久)
- ③ 毎年度の積立金は2千万円を基本とする。

(2) 将来の資金の使途目的を明確にする。

- ① 施設の将来設計として建替までの詳細なキャッシュフローとバランスシートを作成し、職員の入退職、社会福祉充実計画や大規模修繕等の実施時期とその時点の財務状況を把握するよう努め、積立金の額と使途目的を明確化する。(令和2)

4. 新たな取り組みについて

直近の法令で定められた制度に対応していく。また、過去に定めた各種計画について、実行中のものも含めて確実に実施していく。

(1) 社会福祉充実計画を遂行する。

- ① 設備の更新、利用者居室の改善、共有部分の整備など（令和2～令和4）
- ② 松富あおいの家建て替え計画の推進（令和2～令和5）
- ③ 次期社会福祉充実計画を策定する。（令和5～令和6）

(2) 安定した人材確保と就労環境を確立する

- ① 同一労働同一賃金を推進する。（令和2）
- ② 業務の効率化により、有給取得がしやすい職場をつくる。（令和2）
- ③ 定年を60歳から65歳に延長する。（令和3）

(3) 小規模法人のネットワーク事業に参画可能か検討する。（恒久）

- ① 社会福祉法人全体の動きに対して継続的に調査を行い、必要があれば参画を検討していく。

葵寮が求める職員像

- ・ 助け合いの精神を持ち、全員で支えあう職場の実現を目指しましょう。
- ・ どのような困難に直面しても、果敢に取り組みあきらめずに問題解決に臨みましょう。
- ・ できることを伸ばし、一人一人が活躍できる多様性のある社会が実現することに貢献しましょう。
- ・ 他者に対して感謝の心を忘れず、誠実さと謙虚さをもって仕事に取り組みましょう。
- ・ 地域の一員であることを自覚し、地域共生社会の実現を目指しましょう。